

在職老齢年金の 支給停止のしくみと手続き

頻度

発生の都度

手続者

事業主・個人

期限

-



POINT

- 60歳以上の在職者は、状況によって在職老齢年金の支給停止を受ける
- 70歳以上の従業員は厚生年金保険に加入する義務はない

60歳以上の在職老齢年金の支給停止額

在職中に給与額等が変わったときは、在職老齢年金の支給額に影響することがあります。

60歳以上の人が厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける場合、基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金の支給が一部停止、または全額停止になります。

基本月額は、加給年金額（188ページ）を除く老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額のことです。総報酬月額相当額は、【毎月の賃金（標準報酬月額）＋年間賞与（標準賞与額）÷12】で計算した額をいいます。

受給できる在職老齢年金は、次の2

通りで計算されます。①基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円以下の場合には全額支給されます。②基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超える場合は、【（基本月額＋総報酬月額相当額－47万円）÷2】で計算した額が支給停止となります。支給停止額が基本月額以上になった場合は、全額支給停止です。具体的な計算例は右ページで確認してください。

在職老齢年金の支給停止額が変更になるのは、事業主が届け出する、①算定基礎届、②月額変更届、③賞与支給届などによります。

70歳以上の在職老齢年金の支給停止額

70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務している場合は、厚生年金の被保険者ではありませんが、60歳以上の在職老齢年金と同様の支給停止の要件

になります。なお、70歳以降の勤務期間は厚生年金に加入していないため、年金額は再計算されません。

📌 60歳以上の在職老齢年金

例：老齢厚生年金額120万円（基本月額10万円）で、総報酬月額相当額が41万円（標準報酬月額32万円、標準賞与額108万円（月額9万円））の場合

基本月額 120万円÷12カ月＝10万円

総報酬月額相当額 41万円

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円超
→左ページの②の計算式で支給停止額を計算

支給停止額＝(10万円＋41万円－47万円) × 1/2
＝月額**2万円**

年金支給額＝10万円－2万円＝月額**8万円**

支給月額＝【基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－47万円）÷2】で計算できます。



老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになる

老 齢 厚 生 年 金 10 万 円	(支給停止) 2万円
	(一部支給) 8万円
	老齢基礎年金 (全額支給) 6万円

このケースでは、老齢厚生年金が月額2万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与（総報酬月額相当額41万円）と老齢厚生年金（月額8万円）・老齢基礎年金（月額6万円）を足して、55万円が月額相当の収入となる

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはならない

● 加給年金額が加算されている場合

老齢年金額に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算したうえで、加給年金額の支給は以下のように判断されます。

老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合

加給年金額は**全額支給**される

老齢厚生年金が全額支給停止される場合

加給年金額も**全額支給停止**となる

出典：日本年金機構「在職老齢年金の支給停止の仕組み」

Advice 厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の従業員が退職し、1カ月が経過したとき、退職した翌月分の年金額から見直しが行われる。

📌 雇用保険率（2022年度10～3月分）

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険率のみ)		②事業主負担		①+② 雇用保険率
				失業等給付・育児休業給付の保険率	雇用保険二事業 ^{※2} の保険率	
一般事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業 ^{※1}		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※1 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用される

※2 雇用安定事業・能力開発事業（事業主に対する各種助成金の事業など）

📌 雇用保険料の計算例

労働日数 (給与計算対象期間)	2月21日) (28日) 3月20日		
労働時間			
時間外等労働時間			
支 給 額	基本給	320,000	
	時間外手当	12,500	
	住宅手当	20,000	
	扶養手当	5,000	
	技術手当	12,000	
	課税合計	369,500	
	通勤手当	20,000	
	非課税合計	20,000	
	合計	389,500	

- 雇用保険料算定の基礎となる支給額

389,500円

- 雇用保険料
 $389,500円 \times \frac{5}{1,000}$

= **1,947円**

(50銭以下は切り捨て)

Advice 通勤手当は、非課税枠内であれば所得税は課税されないが、雇用保険料の算定に含まれる (237ページ)。